

台湾規格情報

子供服のコード紐・引き紐安全基準CNS 15291が改正されました。

2009年8月28日より施行された、台湾で販売する子供服のコード紐・引き紐安全基準の一部が2019年7月12日に改正され、EUの現行基準であるEN 14682:2014に整合する内容になりました。改定につき、猶予期間は設けられておらず、即日有効になります。

主な内容は以下の通りです。

◆年長の子供の定義が改定されました。

改定前：身長133cm超169cm以下の男子、及び身長133cm超166cm以下の女子を含む、7歳以上13歳未満。

改定後：身長131cm超176cm以下の男子、及び身長130cm超167cm以下の女子を含む、7歳以上14歳未満。

◆年少と年長、両方の年齢層用の子供服については、袖の調節タブは、長さ10cmを超えないもので、また広げた時に衣服の裾より下に垂れ下がるものではないことを条件として容認できる。

◆身体下部に着用する衣服で、肩紐、サスペンダー、又は袖のない物、例えばズボン、パンツ、スカート、プリーツ、ビキニボトムなどは、ゆったりとした自然な状態の時に、各端部において長さ20cmを超える引き紐の自由端をあってはならない。

◆長袖衣服の袖口にある引き紐、調節可能な紐及び装飾紐は、衣服を締めた時に、衣服の外側にあってはならない。

◆ホルターネック様式の服は、頸部及び咽喉部に自由端がないように構成しなければならない。2本の紐を連結するクリップまたは留め具の使用は、衣服を着用した時に自由端のひもとならないことを条件として許容される。

詳しくは、以下のURLよりご確認ください。

<https://safety.bsmi.gov.tw/wSite/ct?xItem=86055&ctNode=8274&mp=65>

関連資料：

カケンinfo:子供服のコード紐・引き紐安全規格「EN 14682:2014 Safety of children's clothing - Cords and drawstrings on children's clothing - Specifications」が発行されました。

https://www.kaken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/10/kakeninfo_en14682-20150205.pdf

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 国際部
TEL: 03-3241-7309